

国民健康保険に加入されている皆さんへ



高額療養費制度が変わります!

■問合せ 住民課国保医療グループ ☎74-3002

平成27年1月から、70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が下記のように変更になります。これにより、今までよりも所得要件が細分化され、みなさんの所得に応じて柔軟な医療費の負担軽減が行われるようになります。なお、70歳以上の方の自己負担限度額については、変更ありません。

■70歳未満の方の自己負担限度額

●平成26年12月まで

所得区分 (所得要件)	自己負担限度額
上位所得者 A 基礎控除後の所得600万円超	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% < 多数回該当 83,400円 >
一般所得者 B 基礎控除後の所得600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% < 多数回該当 44,400円 >
低所得者 C 住民税非課税	35,400円 < 多数回該当 24,600円 >



●平成27年1月以降

所得区分 (所得要件)	自己負担限度額
ア 基礎控除後の所得901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% < 多数回該当 140,100円 >
イ 基礎控除後の所得600万円超～901万円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% < 多数回該当 93,000円 >
ウ 基礎控除後の所得210万円超～600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% < 多数回該当 44,000円 >
エ 基礎控除後の所得210万円以下	57,600円 < 多数回該当 44,400円 >
オ 住民税非課税	35,400円 < 多数回該当 24,600円 >

◆高額療養費は、月ごと・人ごと・医療機関ごと（入院・外来・医科・歯科別）で計算されます。ただし、同じ月で一つにつき21,000円以上の支払いがある場合は、それらを合算しての計算となります。

◆入院時の食事代や、差額ベッド代などの健康保険適用外分は高額療養費の対象となりません。

◆多数回該当とは、過去12ヶ月に同じ世帯で4回以上の高額療養費の支給があった場合、4回目から減額して適用される自己負担限度額です。

※70歳～74歳の方の自己負担限度額については、変更ありません。（限度額は下記のとおりです）

■70歳～74歳の方の自己負担限度額

所得区分（所得要件）		自己負担限度額	
世帯主および国保被保険者の方が属する世帯で判定		外来(個人)	入院・世帯計算
現役並み所得者	住民税課税標準額145万円以上	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% < 多数回該当 44,400円 >
一般所得者	現役並み所得者・低所得者Ⅱ・低所得者Ⅰのいずれも非該当	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	住民税非課税かつ各所得の必要経費・控除額(年金は80万円)差引後の金額が0円	8,000円	15,000円